(o)　表の４欄に「E15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(p)　表の４欄に「D2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの二回の毎年均等な引下げにより、二パーセント削減する。

(q)　表の４欄に「D5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの五回の毎年均等な引下げにより、五パーセント削減する。

第Ｂ二条

協定附属書一第一編中３を削り、２の次に次の３から３Ｂまでを加える。

３　次編第二節及び第三編第二節における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編第三節及び第三編第三節における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

３Ａ　次編第三節に規定する日本国の表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であって同編第二節に規定する日本国の表に定めるものに優先する。

３Ｂ　第三編第三節に規定するインドネシアの表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であって同編第二節に規定するインドネシアの表に定めるものに優先する。

第Ｂ三条

協定附属書一第一編４中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。

第Ｂ四条

協定附属書一第一編５中(a)及び(b)を削り、次の(a)から(c)までを加える。

(a)　１(a)から(g)までの規定の適用上、一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　１(h)及び(j)から(q)までの規定の適用上、一年目の引下げは、議定書の効力発生の日に行う。その後の毎年の引下げは、この編（当該引下げが日本国の表に関するものである場合に限る。）及び次編については毎年四月一日に行い、この編（当該引下げがインドネシアの表に関するものである場合に限る。）及び第三編については毎年一月一日に行う。

第Ｂ五条

協定附属書一第一編６を次のように改める。

６　この編及び次編の規定（この編の規定については日本国の表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、

(a)　一年目については、次の期間をいう。

(i)　この編の１(a)から(g)まで及び５(a)並びに次編第一節１、４及び５並びに第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(ii)　この編の１(h)及び(j)から(o)まで、５(b)並びに８並びに次編第一節２、３、６及び７並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(b)　その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第Ｂ六条

協定附属書一第一編７を次のように改める。

７　この編及び第三編の規定（この編の規定についてはインドネシアの表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、

(a)　一年目については、次の期間をいう。

(i)　この編の１(a)から(g)まで及び５(a)並びに第三編第一節（２Ａ及び15Ａの規定を除く。）及び第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間

(ii)　この編の１(h)、(l)、(p)及び(q)、５(b)並びに８並びに第三編第一節２Ａ及び15Ａ並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間

(b)　その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第Ｂ七条

協定附属書一第一編８を次のように改める。

８　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節及び第三編第一節に定める一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。第一段の規定にかかわらず、次編第一節に定める合計割当数量に関しては、第一段の規定に従って減ぜられた合計割当数量が一年目において議定書の効力発生の前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、当該既に適用されている合計割当数量を一年目の合計割当数量とする。この８の規定の適用上、次編第一節及び第三編第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編　日本国の表

第Ｂ八条

協定附属書一第二編第一節を次のように改める。

1　同節柱書き中「1から6まで」を「1から7まで」に、「次節」を「次節及び第三節」に改める。

2　同節2(a)(i)を次のように改める。

(i)　合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年四千メートル・トンとする。

3　同節2(a)(iv)を削る。

4　同節3(a)(i)を次のように改める。

(i)　合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年八百メートル・トンとする。

5　同節3(a)(iv)を削る。

6　同節6(a)(i)を次のように改める。

(i)　合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年三万メートル・トンとする。

7　同節6(a)(iv)を削る。

8　同節６の次に次の７を加える。

７　表の４欄に掲げる区分に従って行われる関税の撤廃は、インドネシア政府がこの附属書の付録Ａの規定に従って証明する原産品について適用する。

9　この附属書の付録Ａを協定附属書一の付録Ａとして協定に加える。

第Ｂ九条

協定附属書一第二編を次のように改める。

1　同編第二節の次に次の節を加える。

第三節　前節の表に定める関税に係る約束を修正する日本国の表

2　同編第三節に次の表を加える。

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
○三・○一	魚（生きているものに限る。）			
	その他の魚（生きているものに限る。）			
○三○一・九四のうち	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）			
	養魚用の稚魚以外のもの			
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	三・五％	E5	
	くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	三・五％	E5	
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			
○三○一・九五のうち	養魚用の稚魚以外のもの	三・五％	E5	